



成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 野村 真美

1 はじめに

令和元年5月30日、「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI」が設定された。

KPI（Key Performance Indicator）とは、目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標のこと、「重要業績評価指標」と訳される。

本稿では、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）における現在地について、基本計画に係るKPIに基づいて概観する。

2 基本計画に係るKPI設定の経緯

基本計画においては、成年後見制度利用促進の施策の目標として、「①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。」という目標が掲げられ、それらの目標に沿って総合的かつ計画的に講すべき様々な施策が盛り込まれている。

基本計画の対象期間は、平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの概ね5年間とされており、基本計画に盛り込まれた各施策を段階的かつ計画的に推進するために工程表が策定されている。

そして、各施策については、隨時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討することとされ、特に、基本計画の中間年度である平成31年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされている。

上記を踏まえて、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、各施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、令和元年5月30日、基本計画に係るKPIが設定され、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進閣僚会議決定）にKPIが盛り込まれた。

3 基本計画に係るKPIの内容

基本計画に係るKPIにおいては、工程表の記載に従って、「I 制度の周知」「II 市町村計画の策定」「III 利用者がメリットを実感できる制度の運用」「IV 地域連携ネットワークづくり」「V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和」「VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」「VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し」の7つの項目の各施策について、基本計画の最終年度である令和3年度末までに達成すべき目標が設定されている。



基本計画に係る KPI は、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/000514224.pdf> (最終アクセス日：令和2年5月10日)) に掲載されているので、詳細な内容はそちらをご覧いただきたい。

ここでは、司法書士が専門職として関わる「II 市町村計画の策定」「III 利用者がメリットを実感できる制度の運用」及び「IV 地域連携ネットワークづくり」の KPI の内容の一部を紹介する。

(1) 「II 市町村計画の策定」及び「IV 地域連携ネットワークづくり」

「II 市町村計画の策定」

市町村計画を策定した市区町村数…全1,741市区町村

「IV 地域連携ネットワークづくり」(一部抜粋)

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）※を整備した市区町村数…全1,741市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数…全1,741市区町村

※「中核機関」とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関をいう。

(2) 「III 利用者がメリットを実感できる制度の運用」(一部抜粋)

- ・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定

- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数…全47都道府県

4 各施策の進捗状況

では、上記3の各施策の進捗状況はどうなっているだろうか。

(1) 「II 市町村計画の策定」及び「IV 地域連携ネットワークづくり」

「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」(令和2年2月27日成年後見制度利用促進専門家会議資料)によると、調査時点(令和元年10月1日)において、以下の状況となっている。なお、括弧内は全1,741市区町村に占める割合である。

「II 市町村計画の策定」

策定済みの市区町村数…134市区町村 (7.7%)

「IV 地域連携ネットワークづくり」

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備

整備済みの市区町村数…589市区町村 (33.8%)

- ・協議会等の合議体の設置

設置済みの市区町村数…150市区町村 (8.6%)

(2) 「III 利用者がメリットを実感できる制度の運用」

令和元年5月から、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体を構成メンバーとするワーキンググループにおいて、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の策定に向けた検討が行われている。また、厚生労働省においては、後見人等に対する意思決定支援研修の全国的な実施に向けて、後見人等に対する意思決定支援研修の在り方についての調査研究事業が行われている。

5 各施策の進捗状況の評価と今後の対応

(1) 「II 市町村計画の策定」及び「IV 地域連携ネットワークづくり」

令和2年3月17日付けで成年後見制度利用促進専門家会議がとりまとめた「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」（以下「中間検証報告書」という。）において、「地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備や市町村計画の策定については、一定の進捗が見られるものの、（中略）取組が十分に進んでいない市区町村も多い。また、都道府県ごとの取組の進捗状況に大きな開きがある。」と評価されている。

そして、今後の対応として、中核機関等の整備や市町村計画策定に向けた更なる取組を推進するともに、地域連携ネットワークの更なる構築に向けた関係機関の連携を推進することとされている。

(2) 「III 利用者がメリットを実感できる制度の運用」

中間検証報告書において、「利用者がメリットを実感できる制度・運用に改善するため、意思決定支援ガイドラインについて、早期に策定し、全国的に普及・啓発していくべきである。」とされている。

また、「令和2年度から令和3年度末までに、全都道府県において、専門職後見人、親族後見人や市民後見人を含めた後見人等向けの意思決定支援研修を実施し、成年後見制度における意思決定支援の重要性を全国的に普及・啓発していくべきである。」とされている。

6 おわりに

令和2年度になり、基本計画に基づく取組もいよいよ後半戦に入った。本稿執筆時（令和2年5月上旬）においては、新型コロナウイルス感染症対策のため今後の見通しが不透明になっているものの、今後、上記の各施策をはじめとする基本計画に基づく取組がより一層加速することが予想される。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、これまで各地の司法書士会、弁護士会、社会福祉士会と協働して都道府県・市町村に対する中核機関設置の働きかけを行うなど、基本計画に基づく様々な取組を行ってきた。今後は、最終年度である令和3年度末までに達成すべき目標を意識しつつ、更なる取組を進めることになる。

また、成年後見実務に携わる司法書士は、意思決定支援に関する研修の受講等により意思決定支援に対する理解を深めるとともに、意思決定支援ガイドラインに基づいて成年後見実務を行うことが求められることになるであろう。